

平成12年12月

建設省告示第1458号適用除外部分の

風圧力基準設定について

(社)日本サッシ協会

1. 主旨

建築基準法が改正され、平成12年6月より全面的に施行された。帳壁（外壁に設ける建具を含む。）にとって最も影響の大きい風圧力の設定に関して、建設省告示第1458号の規定が適用されることとなった。

尚、当該告示において「1階部分」及び「13m以下等」は適用除外としているため、日本サッシ協会では適用除外部分に対する風圧力基準設定について以下の通り統一することとした。

2. 告示第1458号適用除外部分の風圧力基準設定の考え方

風圧力設定については「従来の基準」をベースとする。

「従来の基準」は建築基準法に規定された公の基準としてこれまで長年にわたり使用されてきたものであり、公的機関はじめ建築関連業界からの当協会に関わる製品に対する要求性能はこの基準に基づいたものである。

その顧客の要求に応じて会員各社は製品の提供を行ない多数の使用実績を残してきた。この間特別、従来の基準に起因した不具合は発生していない。このことは従来の基準の妥当性を証明すると同時に、その基準に基づいて設計、製作された製品も適切であったことへの証明でもある。

以上により、当協会の製品への適用風圧力は、従来の基準をベースとした協会基準を設定する。

3. 風圧力基準

別紙

以上

建設省告示1458号適用除外部分 風圧力計算基準

1. 対象

本計算基準は次の部位を対象とする。

以下の 1)、2)、3) の屋外に面する 帳壁及び壁面建具

- 1) 高さ1.3m以下の建築物
- 2) 高さ1.3mを超える建築物の構造耐力上上部の影響を受けない1.3m以下の部分
- 3) 1階の部分

2. 告示適用除外部分風圧力計算基準

1) 風圧力計算式

風圧力：P (N/m²)

$P = q C$ (N/m²)

イ) q : 速度圧 (N/m²)

$q = 9.8 \times 60 \sqrt{h}$ < 沖縄県は $q = 9.8 \times 90 \sqrt{h}$ >

h : 風圧力を計算する部分の地盤面からの高さ (m)

ロ) C : 風力係数

・閉鎖形の建築物 (ビル、住宅)

風上側： +0.8 風下側： -0.4

但し、高さ3.1mを超える建築物の、3.1mを超える部分の構造耐力上影響を受ける1階の部分の風力係数は、旧法の告示第109号による。

・開放形の建築物

±1.2

2) 地域低減は一般地域、多雪地域とも考慮しない。全国全地域低減なし。

(旧法施行令第87条第2項但し書きに基づく告示1074号は適用しない。)

3) 遮蔽物による速度圧の低減は1) イ) で求めた速度圧数値の1/2まで低減できる。

(旧法施行令第87条第3項)

尚、低減率は建築設計者からの提示によるものとする。

(注) 本協会基準以外の風圧力を設定する場合は当事者間の協議による。

以上

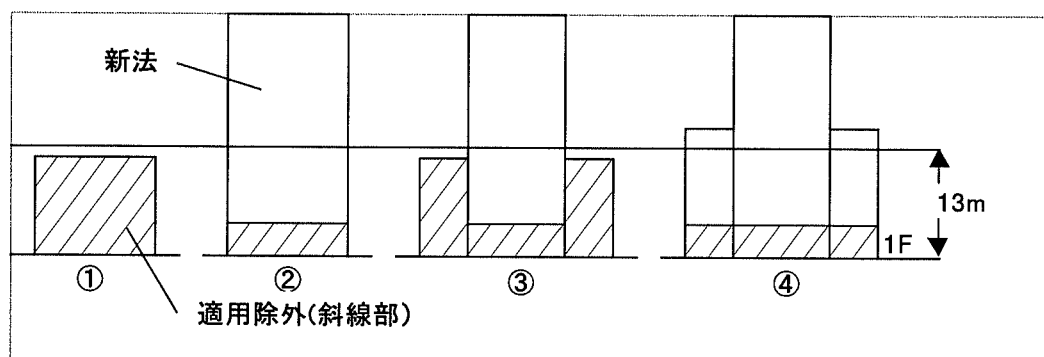
業界自主基準に対する質問

Q 1 : 何故、13m以下の建築物等の帳壁に、告示1458号の適用が除かれたのですか。

A : 行政の決定であり、解りません。(これまでの実績等を考慮してこの部分を適用除外とされたと思われます。)

Q 2 : 新法の適用部分と適用除外部分の区分を教えてください。

A : 以下(下図)の通りです。



Q 3 : 1階部分とはどう解釈したらよいのですか。又何m迄が1階ですか。

A : 建築基準法上の1階となります。1階の高さは、対象とする建物の1階の階高であり、高さを制限するものではありません。

Q 4 : 「従来の基準」とは具体的にどのような基準ですか。

A : 改正(平成12年6月1日改正施行)前の建築基準法令に規定されていた風圧力算定基準を言います。即ち、旧施行令87条、又は旧告示109号です。

Q 5 : サッシ、シャッター、オーバーヘッドドアは帳壁扱いですか。

A : 建具ですが、壁面に設ける場合の風荷重算定にあたっては帳壁とみなします。

Q 6 : 同一敷地内で、高さの異なる建物の場合、サッシ強度はどうなりますか。

A : 建物毎に算定し、それに適したサッシ強度を採用することになります。

Q 8 : 13m以下の部分で風圧力を計算した結果、従来基準の方が新法基準より大きくなった場合、新法基準で強度設定しても良いですか。

A : 適用除外部分については、計算結果の大きい、小さいによらず従来基準で見てください。

Q 9 : 窓シャッター、雨戸の強度もサッシと同じ取扱いとするのですか。

A : 従来通り、別扱いとします。

Q 10 : 13m以下（除外された部分）の建物で住宅サッシ、ビルサッシ、店舗サッシを混用し、計算書の提出を求められた時どうすればよいのですか。

A : すべて同じ基準で提出してください。

Q 11 : 設計事務所より「建物全部新法基準で強度設定したい」と相談を持ちかけられた時の対応方法はどのようにしたらよいですか。

A : 業界風圧力基準に拠ります。その設定理由を設計事務所の方に充分説明し理解してもらってください。

Q 12 : いつまで従来基準を運用するのですか。

A : 新たに告示その他により基準が改正されるまで運用します。

以上

平成12年12月

(社)日本サッシ協会

ガラスに関する風圧力事項の掲載等取扱いについて

今回の風圧力改正に当たり板硝子協会は風圧力基準として、1.3m以下等に対する風圧力は告示第1458号除外事項を外し一階までそのまま下ろす適用を推奨しています。

(社)日本サッシ協会会員各社がカタログ・技術資料その他に、ガラスに関する風圧力事項を公開掲載する場合は以下の通りの取扱いをお願いします。

<掲載等取扱いについて>

ガラスに対する風圧力に関わる資料を公開する場合は、事前に板硝子協会または当協会に相談の上行なって下さい。

<理由について>

1. ガラスに対する風圧力の設定は、“ガラス材料” 独自のものでもありサッシメーカーの判断で掲載することは適切ではない。
2. 通常の営業活動における製品仕様決定まで、ガラス業界との連携業務を円滑に進めることを配慮する。

以上